

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
11	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	1
12	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	3
13	ICT 等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	5
16	乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする見直し	7
3	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	9
21	農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し	11
22	旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し	13
23	宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止	21
24	不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止	23
25	一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化	25
26	社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化	27
33	不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用	35
34	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直し	37

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

具体的な支障事例

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。  
本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。  
ただ、登録定員の上限(29名)があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。  
また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登録定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、事業規模の拡大が可能となり、経営状況の改善が見込まれる。  
また、通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、より柔軟な運用が可能となり、利用者の利便性が向上する。  
これらにより、地域において、小規模多機能型居宅介護の普及が進むものと考えている。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、苫小牧市、南知多町、堺市、熊本市

○小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を支えるための有効なサービスとして当市においても整備を進めて

いるところであるが、必要な圏域への整備が進まない状況にある。登録定員の上限や通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限について、地域の実情に応じた対応が可能となれば、圏域ごとのニーズに応じた多様な規模での参入が可能となり、また、不足する圏域の利用者を近隣の圏域の事業所が受け入れるといった対応も可能になると考えられる。また、同様のサービスである看護小規模多機能型居宅介護についても、あわせて緩和をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答

ご提案の内容は、地域の実情に応じて、小規模多機能型居宅介護の定員を拡大出来るようにすることを求めるものであるが、この点については、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となる既存の仕組みの「サテライト型事業所」(最大2箇所まで。1箇所当たり最大で、登録定員が18名、利用定員が通い12名・泊まり6名であるため、登録定員で言えば最大 $29+18+18=65$ 名)を設置することによって、解決することができるため、当該仕組みの活用をご検討頂きたい。なお、サテライト型事業所の整備に当たっては、地域医療介護総合確保基金の「介護施設等の整備に関する事業」の活用が可能である。

また、経営状況の改善に当たっては、定員規模の拡大以外にも、市町村独自報酬による加算(※)が制度上設けられているので、当該仕組みの活用もご検討頂きたい。

※小規模多機能型居宅介護を含めた一部の地域密着型(介護予防)サービスについては、その普及促進のため、市町村独自の判断で、全国一律の介護報酬額を上回る加算の設定が可能。50の倍数で、1000を超えない単位数。

さらに、サテライト型事業所を設けるだけのニーズがない場合の対応に関しても、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、市町村(=介護保険の保険者)や都道府県の代表者も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずること」について、どう考えるか。

仮に措置を講ずる場合、対象地域、一定の条件、一定の期間について、どう考えるかを事務局から論点として提示し、議論を進めているところであり、その結果を踏まえて対応していく予定である。(令和2年7月8日第179回社会保障審議会介護給付費分科会)

注 上記は、看護小規模多機能型居宅介護も同様である。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し

## 提案団体

鳥取県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

## 具体的な支障事例

人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を図り、看護師離職による休止・廃止を抑制する必要がある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

立地、周辺的环境等により、指定訪問看護ステーションの経営面の形態、課題は様々であり、その開設要件として看護師等の設置基準（現状では常勤換算2.5人）を国で一律に定めることなく、地域の判断にゆだねることで、小規模で運営している事業所が、訪問看護師の休職や退職等により、一時的に人員基準を満たさなくなった場合に直ちに事業休止・廃止となることを防ぐことができる。

## 根拠法令等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月11日厚生省令第37号）第60条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、苫小牧市、南知多町、兵庫県、高知県、熊本市、宮崎県

○訪問看護サービスは、在宅での療養において医療と介護の連携を担う重要なものである。しかしながら、中山間地域では、利用者が少なく、また、地理的条件から移動時間や移動距離によりサービスの提供が効率的に行えないなどの課題があり、さらに、医療（介護）人材が不足しており、新規参入が進んでおらず、休止や廃止に追い込まれる事業所が増えてきている。このような中で、人員基準の緩和（「従うべき基準」→「参酌すべき基準」）により、休止や廃止を抑制することができると考える。

※令和元年度九州各県民生主管課長会議において要望事項として同種の要望事項を提出済み→利用者の少ない事業所等については、従業員の配置基準である常勤換算方法で2.5以上の基準を緩和していただきたい。

## 各府省からの第1次回答

介護保険は公的な制度であるため、地域性を問わず、介護サービスの質の確保にとって必要不可欠であり、全ての事業所が適切なサービスを提供するために遵守すべきものについては、全国一律で「従うべき基準」として整理している。

一方で、現行制度においても、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においてもサービスを確保できるよう、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとしており、ご要望の中山間地域において常勤換算 2.5 人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。

なお、訪問看護においてはサテライト事業所の設置が可能であるが、サテライト事業所においては、中山間地域を含め全ての地域で、例えば、本体事業所に常勤換算 1.5 名を配置していれば、常勤換算 1 名の配置でも訪問看護を提供することが可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。

また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）に基づき、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論（平成 25 年 3 月 8 日社会保障審議会介護給付費分科会報告）を得て、当該特例措置も廃止されている。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所については、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準 3:1(入所者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で 0.3 を減じた人員基準 3.3:1 とする)することを可能とする。

具体的な支障事例

急速に増加する介護需要に対し、介護人材確保が困難になる中、介護サービス産業の生産性向上に関し、ICT等の活用による業務効率化は、非常に重要な課題である。  
 現在は、人による介護という視点から、一律に人員基準が定められ、ICT導入等による効率化や、業務内容の改善が基準に考慮される余地が無く、現在の人員基準が、単に介護者の人数を定めているという点は、昨今の社会状況を踏まえると、介護人材不足と事業評価の精査という点で、不十分であると言わざるを得ない。  
 現状では、ICT導入等による業務効率化後も人員確保が必要な状況で、基準を満たすための介護人材確保の負担が増え、施設運営法人の資金が人件費に多く費やされる結果、企画や施設整備に資金を回すことが困難といったことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ICT導入事業者の人員基準の緩和を可能とすることにより、「人件費縮減分を活用した職員処遇改善及び施設整備」「各施設における介護人材確保の負担軽減」「介護者個人に頼らない継続的な介護情報の集積」「業務の更なる効率化への希求の高まり」といった効果が考えられる。このことは、介護サービス産業の生産性向上、ひいては介護職員の社会的・経済的評価の高まりという好循環を生み出し、処遇改善にもつながる。  
 具体的事例として、ICT導入済施設では、「人材不足解消、業務効率化や業務改善効果を実感」「見守りセンサー導入による見回り業務の効率化」「残業時間削減や労働生産性向上」など、業務の質的向上・量的効率化に関する効果が出始めている。

根拠法令等

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)  
 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、苫小牧市、神奈川県、横浜市、新潟県、福井市、上田市、南知多町、高松市、熊本市、宮崎県

○少子高齢化が進む当町の現状においても、介護職員の人材不足は深刻であり、今後は要介護者がさらに増加する一方、労働力人口は減少が見込まれることから、人手不足がより一層深刻化する懸念が強い。こうした理由等から介護老人福祉施設においては、外国人技能制度を活用した外国人介護人材の受入れを行なっている。労働力人口が減っていく中で、増加する介護需要に応えるには、介護の現場でのICTを活用した業務効率化は課題であり、導入後の業務効率化、業務改善を人員基準に考慮されることとなれば適切な職員処遇改善及び効率的な施設運営が確保できる。

○介護サービス産業における生産性を向上させ、介護に従事する職員の不足を解消するとともに、介護サービス自体の質を向上させていくためにも、ICTの導入は非常に有効な手段の一つである。介護サービス事業所において、ICTの導入を進めやすい環境を整備する観点からも、ICTの導入に積極的な介護サービス事業所に対するインセンティブが必要である。

#### 各府省からの第1次回答

現在、介護施設の平均人員配置は、介護職員及び看護職員の配置基準として、常勤換算方法利用者対職員の比率が「3:1」を上回る員数を配置することを最低基準として設けているが、例えば、介護老人福祉施設においては、ユニット型(個室)では利用者対職員の比率が「1.8:1」、多床室では「2.2:1」(※)となっており、人員基準よりも各施設において手厚めに配置しているのが実情である。

(※)令和元年度「介護事業経営概況調査」より

見守りセンサーやICT等を先進的に活用する介護施設でも、「2.8:1」の人員配置で運営を行っており、指定基準に定める「3:1」には至っていない。

そのため、令和2年度において、①地域医療介護総合確保基金を活用し、業務効率化に取り組む地域のモデル施設を育成するための補助の新設や、介護ロボットやICTの導入補助の拡充を行うとともに、②いわゆるリビングラボを中心に介護ロボットのプラットフォームを構築し、介護施設でのテクノロジー活用した大規模な効果検証を行い、エビデンスデータを蓄積するなどを行う。

その上で、更なる人員配置基準の緩和というご要望については、まずは「3:1」の実現に向けて、介護現場における介護ロボットやICTの活用を着実に推進してまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

231

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現状】

健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。

平成26年に診療放射線技師法が改正され、病院・診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。

集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。

## 【支障】

集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う受診者への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できない。

郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。

マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師の立会いが不要となれば、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながる。

根拠法令等

診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、秋田市、新潟市、長野県、名古屋市、松江市、高松市、高知県、福岡県、壱岐市、宮崎市

○集団乳がんマンモグラフィ検診における医師の立ち会いは現実的ではなく、地元医師会等と連携して医師との連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立ち会いがなくても実施できるよう明文化していただきたい。

○乳がん検診のマンモグラフィ装置を設置している医療機関に限られるため、マンモグラフィ検診車による巡回集団検診を実施しているが、従事者の確保が難しいという理由で検診事業者の調整が毎年難航している。また、事業者から、医師の報酬が高額であるため、受託料金を高くせざるを得ないといった声を聞いており、集団による乳がん検診実施の支障となっている。

○集団乳がんマンモグラフィ検診については、マンモグラフィ読影等のできる医師が少なく、医師の確保が困難な状況の中で、国の定める目標値を目指し、受診率向上を図るためにも、医師の立ち会いを廃止し、診療放射線技師のみの撮影可能とすべきである。

○当市の令和元年度の乳がん検診受診率は12.7%と低い受診率である。乳がん施設検診の受託医療機関は8医療機関と他のがん検診の受託医療機関よりも少ないため、集団検診で対応する必要がある。

診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立ち会いがなければ実施できないが、医師の確保が難しいため集団検診の機会を増やすことができない。このため住民が受診を希望しても予約が取れず、受診ができないという状況が発生している。

## 各府省からの第1次回答

診療放射線技師が医師の立ち会いを伴わずに集団乳がんマンモグラフィ検診を実施することについては、平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究や、「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」において、医学的・専門的見地から、

- ・具体的なニーズの有無を明らかにすべき

- ・検診の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべき

といった意見が示されている。

これらを踏まえ、関係者の意見を聞きつつ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。

具体的な支障事例

保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。

本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。  
施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市

○施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時の基準緩和が必要である。

○既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保育所型認定こども園に移行した事例がある。

○本市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。

○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一

敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も含めた土地の確保が難しい。

#### 各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。

一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。

しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積のみならず満3～5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるようにすることを求めているものである。

園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和することとは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化

提案団体

生駒市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。

具体的な支障事例

平成27年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を担う推進委員が新設された。

この推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、その基準として「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下」とすることが政令において定められている。

本市では、農地面積が628ヘクタールであるため、上限となる7人の委員を委嘱し、法第17条第2項の規定に基づき、各推進委員に担当区域を割り振った上で、利用状況調査、日常パトロール、集落座談会等の現場活動を行っていただいている。農業委員も現場活動を行うことが可能であるため、現状では、1地区ごとに農業委員と推進委員が2人1組になって協力して現場活動を実施している状況である。

しかし、本市農地の特徴として、急峻な地域であり、不整形で小規模な農地(1筆当たりの面積が平均で約350㎡)や車が進入できない農地が多いため、高齢者が多い推進委員一人が、担当する区域内について調査等を行うのには非常に労力と時間がかかっている。推進委員を7人から10人に引き上げられれば、域内の地区割りを10地区として、推進委員一人一人の負担を軽減することが可能になると考えている。

このように、農業委員会の運営体制や区域内にある農地の地理的状況等は地域によって様々であるにもかかわらず、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来していることから、地域の実情に応じて定数を決定することが可能となるよう、定数基準の参酌化を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

推進委員が担当する区域の現場活動の負担が軽減され、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。

根拠法令等

- ・農業委員会等に関する法律第18条第2項
- ・農業委員会等に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

御杖村、京都市、枚方市、上田市、鳥取県

○大都市近郊の当市の農業は、農業従事者の高齢化と都市化により、担い手の減少や後継者不足、遊休農地の問題がますます深刻化しております。農業委員会組織は、平成29年7月20日から新体制となりました。旧体制の農業委員数が17名であり、その数を上限として、新体制の農業委員数と推進委員数を決めました。当時の農地面積は589haであったため、推進委員を6名として、残りの人数11名を農業委員としました。当市推進委員の活動は主に、①農地法等許可案件に関する担当地区の現地調査及び総会出席、②推進委員の打合せ（ほぼ毎月）、③遊休農地等の担当地区現地調査であります。特に③においては、推進委員の丁寧な現地活動により、遊休農地を減らすことができました。当市の場合、②と③は推進委員のみの活動であり、農業委員よりも推進委員の業務量が多い状況です。当市は、都市近郊であるため農地から宅地化などの転換が大幅になされ、年々農地が減少しています。今年度委員の改選があり、令和2年7月20日からの推進委員の定数は、農地面積が531haであったため、何とか今期と同様の6名を確保することができました。しかし、このまま農地の改廃が進んでいくと、3年後の推進委員の定数が減る可能性が高いと危惧しています。農地面積だけで人数を定めると市域の面積は変更はないため、人数が減ると必然的に推進委員の活動範囲が広くなり、推進委員の負担が増えることが予想されます。そのため、今までのような活動は難しくなるかと思われます。できれば、今後も現行人数を維持し、推進委員の活動を発展させていきたいと考えます。地域の実情に応じた形での推進委員の定数を定めることができれば、農業委員会必須事務である「農地等の利用の最適化の推進」の活動が長期的に充実した形で取り組めると考えます。

#### 各府省からの第1次回答

推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている。  
なお、農業委員会事務局として臨時職員を雇用するための予算を措置しているところであり、推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能であると考えている。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省、農林水産省 第1次回答

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

## 提案事項(事項名)

自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化

## 提案団体

宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県

## 制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

- ・時効取得手続きの簡素化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化

## 具体的な支障事例

国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を消除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公共事業をはじめとする土地取引の円滑化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。

## 根拠法令等

自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登日記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県

○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買収地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買収後に旧所有者から前所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が

欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。

○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には過重な負担となっている。

提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。

○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していこうとする場合、その事案に対しての人や時間等も含めた労力が多大に消費され思ったような成果が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事案が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効を援用すれば所有権を移転できると考えられる土地も散見されている。

#### 各府省からの第1次回答

国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の囑託をする。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者を、付議事案の所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ(それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席)で足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行ったところ。

その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

他方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。

具体的な支障事例

## ①農耕貸付

都道府県が管理している国有農地において、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地で、かつ、借受け希望者が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるため、耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても貸付けができない場合がある。一方で借受者からの解約希望には対応しているため、結果的に、耕作放棄地が年々増え、県における維持管理費も増大している状況にある。また、不法耕作が行われていても、新規貸付ができないため、不法耕作や転用を解消できない状況にある。

## ②売払い

同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に支障をきたしており、県における維持管理等に係る事務負担が生じている。

域内の耕作状況を調査したところでは、農耕借受者のうち30%以上が借受農地の取得を希望している。例えば、長年にわたって当該土地を適切に耕作していた者から借受地の取得希望があっても、要件を満たさない場合には売払うことができず、住民からは不満が出ている。

また、農耕貸付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転用貸付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作してきた者に売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占用を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。

売却後の継続的農業地利用を担保するためであれば、取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで足り、合計50アール以上の要件等の一律の規制は不要ではないかと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国有農地について農地としての貸付又は売払いを円滑に行うことが可能となることで、小規模であるが貴重な農地の有効活用が図られ、耕作放棄地の減少、管理費用の削減となる。

なお、自家用農作物生産のための農地であっても、農地として保持することが環境面、国土資源という観点からも有効と考えられる。

根拠法令等



農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例よることとされている同法改正前の農地法第44条の3第1項第1号口、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条、農地法施行令第30条、農地法施行規則第89条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準第6の2の(2)、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第6の1

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県

○当県でも、①農耕貸付については、管理耕起を依頼している相手方に、直ちに農耕貸付できない事案があるほか、②農業利用目的売払いについても、土地改良事業（基盤整備事業）によって従前の耕作者の隣接地に換地された国有農地の一部が、当該耕作者に買受適格がないため、売払いの見通しが立っていない。

○農耕借受者から国有農地の買受け希望（農地売り）があるにもかかわらず、当該借受者が3条要件を満たさないことを理由に処分に苦慮している事例は多々あるため（農耕貸付地101件中、借受者が農地として取得を希望している事例は20件）、3条要件を例外的に緩和することで、処分の迅速化につながるものと考えられる。

○①農耕貸付については、当県においても、借受人が高齢化し、農耕貸付を解約する事例が毎年1～2件ある。解約された土地については、県で管理することとなるが、草刈り等の管理費用が年々増加しており、対応に苦慮している。今後さらに解約される土地が増加することが見込まれることから、柔軟な貸付を行うことを含め多様な管理方法の検討が必要である。

○②売払いについても当県において、農耕借受者から買受の申し出があるものの、農地法上の買受要件を満たさないことから、売払できず、解約となった事例がある。特に国有農地については、当時小作人であっても経営面積が基準以下であったり、将来市街化の進展が予想された土地は売払保留されたため、農耕借受者（当時の小作人）としては本来であれば自身に売渡しされるべき土地であったという認識が強い。提案県の意見と同様に取得後一定期間は転用を禁止する等地域の实情に合わせた条件を設けたうえで、農耕貸付者に売払いが可能な制度改正が必要である。

○当県においても、借受者との解約が進んでおり、これまで借受者が担ってきた国有農地の管理について、県が市町村にお願いして草刈り等を行っているものの、対象地の増加に伴って人的・金銭的コストが増大している。なお、国有農地の借受者は、買受希望があっても下限面積を満たしていないために、売渡しを受けることができない場合が多い。

○現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。

○当県が管理する国有農地で農耕貸付地はいずれも狭小で耕作条件が良くない物件がほとんどである。借受者から農耕貸付地の取得希望があるものの、借受者が農地法第3条第2項に定める下限面積要件を満たすことができずに処分できなくなっている事例があることから、国有農地の処分を迅速に進めるため、農耕借受者への貸付地の売渡については農地法第3条第2項第5号の適用除外が必要と考える。

#### 各府省からの第1次回答

国有農地の耕作目的の貸付地（農耕貸付地）は、買収当時から的小作地が大部分であり、これは、経営規模が零細であることから、小作人への売渡しが保留され、貸付けが継続されたことによるものである。

一方で、新規の貸付け等は、農地法第3条第2項第5号の要件を満たす者に対し行われてきたところである。

農地法に基づく農地の権利取得における下限面積の要件（取得後の農地面積の合計が50アール以上等）については、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としており、上記の経緯も踏まえると国有農地のみこの要件を不要とすることは困難である。

なお、農地法第3条第2項第5号の要件については、農地法施行規則第17条により、農業委員会が地域の实情に応じて適当と認められる面積に引き下げることができるよう措置しているところであり、これにより、国有農地等についても、耕作に意欲のある者に新規の貸付けや売払いができるものとする。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

## 提案事項(事項名)

国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮

## 提案団体

三重県、宮城県、広島県

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。

## 具体的な支障事例

国有農地等の処分について、国においては令和11(2030)年度末までに「売却不能な国有農地等をゼロ」とする目標を掲げており、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間20件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産筆数約2,000筆(約90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。

国有農地等の処分にあたっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への売払いを行った事例はなく、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考ええる。

6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間に2年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。

また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となった場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることから、制度の見直しが必要であると考ええる。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な処分を行うことが可能となり、国土の有効活用が見込めるとともに、管理経費の削減に繋がる。

## 根拠法令等

平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法第80条、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法施行令第17条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第7の2の(1)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、福島県、茨城県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県

○当県でも、国有農地の隣接地権者から非農業利用目的売払い要望があり、旧農地法施行令第17条に基づ

く公告を行ったが、公告期間中に、隣接地権者から、たびたび進捗状況に係る問合せ等や処分の迅速化の要求がある。

○国有農地等の処分にあっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6か月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、すでに戦後70年以上経過しており、6か月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものとする。6か月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分まで長期間かかっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。

○旧農地法施行令第17条公告は、旧所有者の買受優先権があるため、行われるものであるが、戦後80年以上が経過し、旧所有者が死亡するなどのケースが多くなる中、その相続人等の承継人が、かつて農地があったこと、またその農地が戻ってくる可能性について認識しているケースは極めて稀であることを考えると、6か月間の公告を行う必要性は低いと考える。

○現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。

○旧所有者への買受請求権の権利を確保するためには、一定期間の公告期間は必要と考えるが、旧売払特別措置法4条1項2号、令18条では3か月と定めていた時代もあることから、時代の要請に応じて見直しの検討は必要と考える。

#### 各府省からの第1次回答

国有農地等の買収前の所有者又はその一般承継人(以下「旧所有者等」という。)の買受け意向確認について、6か月の公告期間を設定している。当該期間は、農地改革後60年経過し、都道府県が行う旧所有者等を特定する事務処理に多大な労力を要する状況となっていたことから、平成21年の農地法等の改正により、都道府県による旧所有者等の特定に係る探索手続を合理化し、これにともない、民法(相続人の探索の公告の期間(民法第958条))等の規定を踏まえ、所在不明な旧所有者等がいることを念頭に当該土地を売払うことの周知と、買受けを熟考するために必要な行政上配慮すべき期間として定められたものであり、近年旧所有者等からの売払い希望がないからといってこれを短縮することは権利者保護の観点から不相当だと考える。

なお、令和元年度の地方分権改革の提案を受け、不要地認定から財務局等への引継ぎまでの標準処理期間等を定め、円滑・迅速な手続が行われるよう措置したところ。今後は、旧所有者等への公告手続も含め早期に手続が進むよう努めるとともに、地方農政局等に周知を行う。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

## 提案事項(事項名)

「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化

## 提案団体

三重県、宮城県

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。

## 具体的な支障事例

国有農地等が新たに発見され、既にその財産を住宅用地等として占有している者から、都道府県が証拠資料等から時効が完成していると判断し、国の通知「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)」に基づき、時効取得確認申出書の提出前に、農政局に時効取得の申入れの可否を相談するが、明確な理由が示されないまま、自作農財産紛争処理等連絡協議会への付議は出来ない旨を口頭で伝えられ、時効取得が認められないケースがある。このため、申出書の提出にも至らず、処分を結果的に断念する案件もある。

都道府県としては時効が完成していると判断した場合でも、国が制度の活用を認めない場合、時効の申出者に対し拒否に至った明確な理由を提示できず、説明責任を果たせない状況にある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

裁判によらずとも解決できるよう柔軟な運用とすることで、都道府県民及び国双方の負担の軽減及び国有農地等の早期処分にもつながり、迅速な処分が可能となることとなり、しいては管理経費の削減に繋がる。

また、時効取得制度の適正な運用及び時効取得の認定にかかる基準を明確化することにより、国民への説明責任を果たすことが可能となり、適正な運営が図れる。

## 根拠法令等

民法162条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、茨城県、鳥取県

—

各府省からの第1次回答

提案に際し、具体的な支障事例として示された「国有農地の時効取得について、農政局が明確な理由を示さず自作農財産紛争処理等連絡協議会に付議出来ない旨告げられた」ことを含めて、管理番号 25 と同様に自紛の開催状況や自紛における時効取得の完成の成否に関する手続について、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務の廃止

提案団体

神奈川県、埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の経由事務の廃止を求める。

また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の経由事務の廃止を求める。

併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、県への申請書等の提出が年間約350件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。

都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、経由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均100日、都道府県知事免許の場合平均30日)。

これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がない情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。

以上を踏まえ、当該経由事務については、第9次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。

また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。本県においては年間500件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて経由事務の廃止を求める。

加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて経由事務の廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行

政全体としての事務の効率化が期待できる。

#### 根拠法令等

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項、第 78 条の 3、積立式宅地建物販売業法第 54 条の 2

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、山口県、沖縄県

○(宅建業法)経由事務の実施に対する対価が措置されておらず、事務上の負担となっている。  
○宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、申請書等の受付件数が多く、事務負担が生じている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約1週間の期間を要している。これらの申請書等の情報については、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第 50 条第 2 項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。大臣あての届出が多数あり、事務負担が生じているため、併せて経由事務を廃止すべきと考える。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難である。

#### 各府省からの第 1 次回答

経由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県経由事務等の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第26条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の経由事務の廃止を求める。

また、第31条第2項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。

具体的な支障事例

不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、都道府県が法定受託事務として経由事務を行うこととされているが、届出業者数は少ないものの、県へ提出される申請書類が膨大であり、チェックに相当時間を要しているとともに、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。

これらの書類については、都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっていることに加え、都道府県を経由するため、免許交付までに時間がかかることとなる。

また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、1業者当たり年2～6回程度国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じていることから、併せて廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行政全体としての事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第23条、第26条、第27条、第29条、第31条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、茨城県、大阪府、福岡県、鹿児島県



○当該事務については、届出件数は少ないものの、届出があった場合は書類チェックや修正依頼等に時間を要し、事務負担となっている。

○不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約1週間の時間を要している。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、都道府県から国への送達等に要している期間が短縮されるとともに、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものと考えられる。また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じている。

○国土交通大臣登録不動産鑑定業者への監督権限を有していない都道府県が、書類の不備等をチェックするだけの独自の判断を伴わない経由事務を行うことに合理性はなく、また、本提案対象事務と類似する、都道府県が国と申請者の経由機関として形式チェック等を行う不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務については、第10次地方分権改革一括法において廃止予定である。

#### 各府省からの第1次回答

「不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県の経由事務」及び「不動産鑑定業者登録簿等の供覧等」について、各都道府県や申請者等における支障の有無や閲覧の実績を確認した上で、今後の対応を検討していく。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築士法における都道府県経由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている経由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するように求める。

具体的な支障事例

## 【現行の概要】

一級建築士の免許等に係る国土交通大臣への書類提出及び届出並びに国土交通大臣からの書類交付については、都道府県が法定受託事務として経由を行うこととされているが、実際には住所等の届出、死亡等の届出及び一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類提出のみ都道府県が窓口を担っており、その他については、中央指定登録機関である(公社)日本建築士会連合会が国に代わって事務を行うため、その窓口についても、下部組織である各都道府県の建築士会が行っている。また、一級建築士試験の申込についても、中央指定試験機関が行わない試験にあつては都道府県を経由することとされているが、現状では全ての試験を当該機関が実施しているため、都道府県経由は生じていない。

## 【支障事例や将来生じうる課題】

当県は経由事務として年間400件以上の届出等処理している。経由によって得られる情報は県として把握する必要のないものや他の手段により入手可能なものであり、経由によるメリットがないにも関わらず、提出物の整理や確認、発送等を行わなければならない、負担となっている。また、書類の提出先が内容によって都道府県と建築士会に分かれていることから、申請者にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠く状況にある。特に都道府県が提出先となる届出等は、郵送の可否や国への書類の送付等に係る運用が異なっており、申請者の手続をより複雑にしているところ、結果的にその処理期間にも差異が生じているとみられる。

また、中央指定登録機関が行っている事務について、国が当該機関に代わって自ら実施する事態が生じた場合には、建築士法第10条の3に基づき都道府県が経由を行うことになるものと解釈される。これによって新たに都道府県の事務負担が増えることに加えて、当該機関が指定されて以降その経由を行っていない都道府県が、ノウハウもない中で突然事務を行うこととなると、現在の都道府県の経由事務の運用状況を鑑みても、申請者が手続を行う際に更なる混乱を招くことが懸念される。なお、この懸念事項については、一級建築士試験に係る都道府県経由事務についても該当するものと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、中央指定登録機関が一括して窓口業務を行うことで、申請者等の利便性向上が期待される。なお、中央指定登録機関又は中央指定試験機関が行う事務を国が行うこととなった

場合に、都道府県の経由が廃止されていても、届出等に係る方法の案内の充実や、郵送での受付拡充等の措置を講ずることで、申請者の利便性を担保することは可能と考える。

## 根拠法令等

建築士法第 10 条の3第1項及び第2項、第 10 条の4、第 15 条の7、第 36 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、愛知県、高知県

○当県においては、年間 250 件以上の届出等処理している。経由をする事によって、書類の整理や発送等で手間と費用負担はかかっているが、それによって得られるメリットは特に無い。また、国が中央指定登録機関または中央指定試験機関が行っている業務を自ら実施する際に、新たに多くの届出等の都道府県経由事務が発生することは、都道府県の大きな事務負担になるだけでなく、申請者の混乱を招く恐れがあり、懸念されるものである。

## 各府省からの第 1 次回答

<建築士法第 10 条の3及び第 15 条の7に規定する都道府県知事経由事務について>  
実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。  
<建築士法第5条の2に規定する住所等の届出、同法第8条の2に規定する死亡等の届出及び同法第9条第1項第1号に規定する取消しに係る申請に係る窓口と同法第 10 条の4に規定する一級建築士登録等事務に係る窓口を一本化することについて>  
建築士法第 10 条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事経由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。

具体的な支障事例

交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

押印文書の提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務作業の効率化・ペーパーレス化が図られる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、青森県、岩手県、酒田市、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、中井町、新潟市、加賀市、名古屋市、豊田市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、大分県、宮崎県、沖縄県

○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで事業の早期執行にも繋がる。

○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また、同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。

○申請済図書の見直しが生じた場合、修正対象箇所をシステム上で訂正できたとしても、その都度データに紐づ

けされるアクセスコードが変更されるため、公印付き鑑文書の再送付が必要となり、文書の輸送時間が電子化による効率を妨げている。

○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることで対応して頂きたい。

○平成30年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。また、電子化は、予算付けは他の省庁であるが、国土交通省が所管の他の交付金にも適用してもらいたい。(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出しているため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることができる。

○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。このため、システム内で1日で修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2～3営業日、市町村事業では4～6営業日程度のタイムラグが生じる。

○本市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑えられる。

○紙ベースの押印文書(鑑文書)提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ毎に作業時間+郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャンデータでの送付も可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものと考ええる。

○電子データ及び押印した文書を送付する必要がある。到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果が限定的となっている。

○提案団体と同様に、電子化した押印文書のみでなく、紙の文書も郵送もしくは持参している。当初申請後、軽微な修正が生じた場合でも、アクセスコードが変更となるため再度公印を押印した紙文書を送付する必要があるなど、せっかく電子化されたメリットを十分に享受できていない状況にある。鑑文書について電子化することで郵送、持参に要する日数を短縮できると考える。

○本市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載がされている鑑文書の提出期限が短い。ため、逡巡による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや押印文書の提出の電子化等の制度改革が必要と考える。

○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式(申請報告書)については、システム(SCMS)よりダウンロードしたものをを用いて、国へ提出(送付)している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請事務に多大な労力を要している。市町村事業にかかる、交付金の申請等を、計画毎に市町村一括で申請可能といただければ、大幅な事務の省力化が図れる。

○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しないと、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。

○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町村とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。提出期日に余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。

#### 各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。

現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

168

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求める。

- ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。
- ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。
- ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金に係る諸手続は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11の規定に基づき、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により電磁的方法により提出することとされている。

しかし、手続に係る申請書等がSCMSにより作成され、遅滞なく他機関(市町村・都道府県・地方支分部局・本省)と情報・作業状況を共有できるにも関わらず、公印押印のある公文書の紙提出を求められるうえ、処理についても「本紙到達主義」とされており、本書の郵送期間を除いた日数が実際の作業期間となっている。

また、依頼日から本省への提出期限の間に、システムメンテナンスのため、作業を行えない期間が発生するなど、SCMSは非常に煩雑なシステムであるにもかかわらず、一部の手続にあってはシステムの稼働状況に影響され、十分な作業時間が確保できない事もある。

一例として、令和元年度補正予算に係る手続にあっては、一部の手続期限が依頼日から本省への必着期限が11営業日しかなく(この間、都道府県から本省へは直接提出できないため、郵送等を2度挟む)、10日も作業時間が確保できないような状況であった。

なお、SCMSの作業性については、以下の支障がある。

- ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。
- ② セル毎の個別入力が必要で、複数を纏めて処理等ができない。
- ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。
- ④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。
- ⑤ 無関係の担当者もフローに表示され、関係作業や現在の処理・進捗状況が把握できない。
- ⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。
- ⑦ PDFを一括ダウンロードすると、ファイル名が文字化けする。
- ⑧ 要素事業登録時に割当てられる番号は自動採番となっており、計画変更時や次期計画策定時に番号がずれ、位置図など関連資料を都度修正する必要がある。
- ⑨ Excel等データのインポートに対応しておらず、システム外で計算・編集した内容を再度システム上で入力する必要がある。
- ⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政事務の負担軽減の観点から事務の効率化を図ることができる。

## 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第 11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の2及び3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、群馬県、高崎市、川崎市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊田市、西尾市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

OSCMS については、記入方法やデータ処理において、問題点が多く見られるので、全面的な改修を希望したい。

○左記具体例に同じ。加えて、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。公印押印のある公文書の紙提出は業務効率化の妨げになっている。また、SCMS については、システム動作の遅さや入力フォームの大きさ等、作業性に難があるため、システムの見直しを求めたい。

○SCMS 上でのデータ入力箇所は多数あるが、入力時に入力すべき欄への誘導がなく、入力の必要の有無がわかりにくい。入力漏れに気付けない。金額上限を超えているなどについては、エラーメッセージによって、入力データの修正は可能であるが、その他、入力漏れについてはエラーメッセージがないために、その状態で正式提出してしまうこととなる。正式提出にはアクセスコード付きの公印付き鑑文を要するが、入力漏れによる再提出において、公印付き鑑文書の再提出を要することになってしまう。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたが、押印鑑文書については、紙ベースでの提出が求められていることから、実際の作業は郵送期間を除いた期間内で進めなければならない。作業期間の十分な確保と効率化の観点から、押印鑑文書の電子提出の検討を求める。システムの作業性に関して、効率の悪さを感じる場面は多々ある。特に左記の⑨に関して効率の悪さを感じている。申請書等作成時、システムに入力する前段階として、エクセル様式にて調書を提出し、国による事前確認を受けている。国による事前確認を受けた後、システム上に再入力をしているため、効率が悪い。事前確認を受けたエクセル様式のインポート機能の追加を求める。システムの作業性の改善は、効率化を図ることができ、ヒューマンエラーの防止にも繋がる。

○整備計画が複数あり担当課が異なる場合において、SCMS 導入前は国、県及び市における担当部局間のみのやりとりで完結していたが、SCMS に「窓口」という権限が設けられ、その窓口が各地方公共団体に1つのみと限定されていることにより、新たに「窓口」という役割が増えた。それにより、申請等を行うたびに「窓口」とその他の整備計画担当課での調整が必要となり、手間が増加している。マニュアルにおいても、入力必須項目や作業手順が分かりにくい。担当者が変わる時に苦慮している。このように、システム及びマニュアルが実務に則していないことにより、SCMS 導入前に比べ作業効率の低下が顕著であるため、実務に即したシステムとマニュアルの改善を求める。

○SCMS からログアウトせずに誤ってブラウザを閉じた場合、自動ログアウトの機能がないとその申請について入力作業ができなくなってしまう。自動ログアウト機能は必要である。

## 【全体的事項】

・入力すべき内容の題目の文字数が多ければ多いほど横長になっており、スクロールを何度も行わないとならな

い。入力項目及び要素事業名を残しての分割表示が出来ないため、入力ミスの原因となっている。

・日付入力カレンダーでの選択方式となっている。要素事業ごとに完了予定年月日や着手日、完了日など日付を入力することが多くあり、現状の方式では作業効率が低い。エクセルのような直接入力からの自動変換だと効率が上がる。また一括入力が出来ると更に効率が上がる。

・60分で自動ログアウトされる仕様。大量作業をしていると60分経過に気づかないことも多く、入力内容が全て破棄されてしまう。自動ログアウト警告などが出る仕様にしてもらいたい。また、必要事項が全て入力されていないと一時保存が出来ないことも改修してもらいたい。

#### 【交付申請関係】

全整備計画を合わせると1,000以上ある要素事業について、交付申請時には、整備計画内の全ての要素事業が表示され、今回の交付申請について「対象・非対称」を要素事業毎に選択する必要がある。また、同一整備計画内の要素事業は、ほぼ同じ国科目を充てるが、一括選択が出来ないため、全要素事業ごとに国科目を選択していく必要があり、作業効率が低い。

#### 【年度終了報告及び完了実績報告】

軽微な変更で事業間流用した結果、交付申請時と変更が生じた場合(合計での国費に変更は無い)、報告調書に記載の必要がない事業間流用を一つ一つ手入力しないと各要素事業に国費不要額が表示されてしまう。システムでの自動計算処理をしてもらい、必要があれば手入力で修正してもらいたい。

OSCMSの作業性について、左記について特に支障を感じているものが「③入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。」という点であり、実際に入力ミスが生じたこともある。Excelの様式を基に入力作業を行っているため、システム上の入力画面もExcel様式と同じ形式にってもらいたい。

以下、上記に加え支障を感じているものの例

#### ■窓口担当の事務量が大きな負担となっている

メンテナンスがある場合などの連絡窓口というイメージでいたが、実際には各事業課で入力作業を行う際に、窓口担当課にて開始時の入力作業・提出時の入力作業が必要があるため、所管している事業以外の情報や進捗状況を把握する必要が生じ、事務負担が非常に大きくなった。

#### ■要望情報の入力が各担当において負担増となっている

最初のステップとして窓口担当にて、市で所管する全ての計画の配分額及び流用情報を入力する必要があるため、システム導入以前には必要のなかった取りまとめ作業が必要になる。

基幹事業担当では計画(事業)毎の入力作業ではなく、事業種別ごとの入力となっているため、そのステップにおいても取りまとめ作業の必要が生じている。

OSCMSの作業性については、以下の支障がある。

①システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。

②セル毎の個別入力が必須で、複数を纏めて処理等ができない。

③入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。

④60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。

OSCMCの画面標記が横長なため、何度もスクロールする必要があり、誤入力の原因となり得る。また、入力すべき項目がわかりづらい箇所があり、次に進めなくなる場合がある。

○申請の進捗状況を確認するのに、計画毎にひとつひとつ申請のフローを開いて確認する必要があり、事務の効率が悪い。

○行政事務の負担軽減はもちろんのこと、事務処理ミス防止の観点からもシステムを含めた諸手続きの見直しが必要と考えます。

○PDFを一括ダウンロードするとファイル名が文字化けする。システムの改善とともに、マニュアルをわかりやすいものしていただきたい。一見して何を入力するのかわからない。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に関する支障事例として、入力が必須である項目が未入力であった場合にも、エラー表示などなく、申請ができてしまう事がある。

一例として、実施に関する計画の国費率の入力、交付申請の事業費内訳の入力など、必須項目が未入力であっても申請が可能となる仕様であり、入力ミスの原因となる。

○紙ベースの押印文書提出が求められている。SCMSの支障(①システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。③入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。④60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。⑥メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。⑩必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。)が起きている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しない



と、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。  
○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

## 各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。  
現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するようSCMSの機能改修の検討を現在進めているところですが、その他の機能の改修・拡充についても検討を進めてまいります。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度の完全電子化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。  
鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

押印文書提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務処理の迅速化及びペーパーレス化につながる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、ひたちなか市、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで、事業の早期執行にも繋がる。

○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース

処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとして  
 いる要因の一つと考えられる。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化し  
 たが、アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、そ  
 の効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問  
 題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして  
 頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードが記載されている鑑文書  
 については、紙ベースの押印文書の提出が求められている。また、電子化について、国土交通省所管の他の交  
 付金への適用の検討を求める。(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出して  
 いるため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることが  
 できる。

○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記  
 載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。このため、システム内で1日で  
 修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2~3営業日、市町村事業では4~6営業日  
 程度のタイムラグが生じる。

○公印を押印した文書を県へ持って行く時間と手間がかかっている。

○当市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の  
 電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑え  
 られる。

○紙ベースの押印文書(鑑文書)提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ  
 毎に作業時間+郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を  
 繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャ  
 ンデータでの送付も可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものと考え  
 える。

○電子データ及び押印した文書を送付する必要がある、到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果が  
 限定的となっている。

○当市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載されている鑑文書の提出期限が短い  
 ため通送便による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや  
 押印文書の提出の電子化等の制度改革が必要と考える。

○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式(申請報告書)については、システム(SCMS)よりダ  
 ウンロードしたものを用いて、国へ紙ベースで提出(送付)している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町  
 村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請  
 事務に多大な労力を要している。交付金の申請等を、電子化すると共に、計画毎に市町村一括で申請可能とし  
 ていただければ、大幅な事務の省力化が図れる。

○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認  
 の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しない  
 と、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。

○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要す  
 る。

○社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成 30 年度にシステムが導入され一部の手続き  
 が電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められて  
 いる。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上  
 の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。このため、提出期日の余裕がない場合、  
 直接県庁に出向き提出した。

#### 各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機  
 能の拡充を行ってきているところです。  
 現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続が  
 完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号	247	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用

## 提案団体

神戸市

## 制度の所管・関係府省

法務省

## 求める措置の具体的内容

不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。

## 具体的な支障事例

不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。これにより当市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 3 万 7 千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっていると同時に、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。

なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第 422 条の 3 の規定により法務局へ通知することとなっており、法務局でその情報を確認することが可能。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登録免許税においては、法務局が電子による評価情報を確認して税額算定をすることで、不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、住民にとっては証明書の発行の手間の削減につながる。また、市町村にとっては窓口来所者の削減による行政の効率化が図られる。

## 根拠法令等

登録免許税法第 10 条、第 25 条、第 26 条、附則第 7 条、登録免許税法施行令附則 3、不動産登記規則第 189 条、第 190 条、地方税法第 422 条の 3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八戸市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、八王子市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市

○当市でも、申請者（多くは登記事務を代行する司法書士）が提案団体と同様の証明（登記申請用評価証明書）を申請している。

発行件数は年間約 1、700 件であるが、地方税法第 422 条の 3 の規定により本来は法務局で通知内容を確認し登録免許税の算定が可能のため、市の窓口及び申請者の負担となっている。

○当市では法務局への固定資産評価額通知は、年に 1 度、当初賦課が確定したのちに行っており（修正された

評価額については評価が確定した都度)、所有権移転のみの場合には通知を行っていませんが、分合筆、地目変更の際には法務局登記官からの依頼により価格通知書を別途発行しています。法務局と市町村の情報連携が一層進められることで、今後、分合筆、地目変更等の場合についてもデータで評価が通知できるようになれば事務の効率化が図れると考えます。

○本市においては平成31年度固定資産税関係証明の発行件数が合計で15,777件であったが、このうちの多くが不動産の移転登記の際の法務局への提出を目的とした固定資産税評価証明書を発行するものであり、市においては窓口・郵送請求対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても窓口来所・郵送請求の手間が生じている。

○税通等のオンライン化に伴い、市町村と登記所との間で相互のデータの受渡しが可能となるため、評価情報を固定資産課税台帳登録事項証明書の添付に頼ることなく確認できるのであれば事務の効率化が図られるので、市民、行政双方の面からも有効と考える。

○本市は毎月電子データで評価額通知を法務局に提出しているが、同法務局が管轄している別市はデータでの通知を行っていない。現状、自治体によって法務局との情報連携自体にばらつきがあるため、「法務局が電子による評価情報から税額算定をする」という一律な措置基準を設けることで、自治体による差も解消されると考える。

○固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知しているものの、法務局より不動産登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書の発行を求められており、事務負担となっている。

○本市においても、相続等に伴う登記のための固定資産課税台帳登録事項証明書発行が多数ある。相続人等の取得権利者及び分合筆による土地の異動等を確認したうえで全筆・全棟分を発行するため、難易度が高い案件が多く、時間を要することが多い。不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となれば、証明書発行業務の負担は減り、他の行政サービスの質の向上が見込まれる。

○本市においても、不動産登記申請を目的とした固定資産課税証明書の申請者は郵送分も含めて年間(平成30年度)で約1万7千件あり、発行対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口で接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、これを電子化した情報をもとに法務局において登録免許税の算定が可能となれば、これら課題を解消することができ非常に有益である。

## 各府省からの第1次回答

不動産登記における登録免許税については、登録免許税法において登記を受ける者に納付の義務が課されており(同法第3条)、登記の申請の時までに納付をしなければ申請が却下されることとなり得るものであり(不動産登記法第25条第12号)、登記官は、登記をするときに登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないとされている(登録免許税法第25条)。

また、登記における登録免許税については、租税特別措置法等の規定による軽減措置の適用を受けようとする場合には、登記の申請時に必要な書類を提供し軽減を受けることとされている。

このように、登記等を受けようとする者が納付すべき登録免許税額を算出し、登記の申請をし、登記官も適正な税額を確認して登記を実行するという制度とされており、登記機関である登記官のみが登録免許税額を個別に算定するという仕組みとする場合には、登録免許税の納付方法の在り方そのものを見直す必要があるため、税制の改正の検討が必要であり、対応は困難である。

もっとも、登録免許税額の算定に必要な課税台帳価格については、市町村から毎年通知をしている固定資産税納税明細書等でも把握が可能であり、当該書面を活用し、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくし、申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において対応方針が示されたとおり、現在、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体において、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税納税明細書の活用などの方策を検討することとされており、これに従って、引き続き関係府省と検討を進めてまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号	215	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し

## 提案団体

愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

## 制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。

## 具体的な支障事例

【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1 処理状況: 県外の受給者 114 名)

【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国全ての都道府県及び政令指定都市において、県外在住者に係る住民票の確認及び過払い金に係る事務手続きが軽減されるとともに、県外在住の受給者やその家族にとっても、住民票の提出が不要となるほか、死亡届出の遅れにより過払い金を戻入することも無くなることから、住民サービスの向上に繋がる。また、現況届の事務自体も不要になると考えられる。

## 根拠法令等

独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省収兎第44号の4)、住民基本台帳法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉市、神奈川県、川崎市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大阪府、堺市、兵庫県、島根県、熊本市

○市外に在住する方については、当市の住民基本台帳で確認することができず、提出が遅れ、支給差し止めとなる方も発生し、受給者の不利益にもつながっている。また、毎年度 10 月に実施している加入者の現況確認において、加入者本人は当市に在住しているものの、障害者本人は市外の施設等に入居していることが多く、その確認は大きな負担となっている状況である。今後は、マイナンバー等の活用により、福祉医療機構において一括で行える事務を増やすことで特別調整費を負担している各自治体の負担を軽減する措置をとっていただきたい。もしそのような措置がとれない場合は、特別調整費の廃止等検討いただきたい。

○令和元年度の現況届確認人数は 1,184 人であり、そのうち管轄外に居住等で、住基ネットでの確認ができず、住民票により確認したのが、216 人、既に死亡しており、届出が未提出であった事例が 13 人あった。また、死亡届が未提出であることから、過払いが発生しているケースが、年間で 44 件、過払総額は 82 万円となっている。県外在住者やその家族が高齢化していることから、住民票の提出が不要となることや、過払い金の戻入手続きの負担が軽減されることが望まれるものであり、事務負担の軽減にも繋がるため、制度改正の必要性があると考えます。

○受給権者が高齢化するほど支援する家族も高齢化し書類提出が負担になったり、親世代から兄弟姉妹あるいは姪甥、成年後見人等に支援が引き継がれる場合に、制度の理解が進まず必要書類提出の遅延をきたす可能性も高い。このため、金受給権者の負担が大きく軽減されたいと考えます。

### 各府省からの第 1 次回答

#### 【総務省】

ご提案のような措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要があることから、まずは、同機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えます。

#### 【厚生労働省】

「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、先進的な一部の県又は市が単独事業として運営を始めたことに起源を持つ。国においては、この共済制度の普及を図るため、昭和 44 年以降、再保険に当たる「心身障害者扶養保険制度」の仕組みを整備し、全国規模でのリスク分散を図るとともに、条例準則等を提示することで、各自治体における共済の整備を促してきた。この共済制度は、現在においても各地方自治体が、条例に基づいて実施しているところ。

独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、上述の再保険に当たる仕組みの運営に当たっており、共済制度を運営する各地方自治体を被保険者として保険料等を受け取り、共済制度の加入者の死亡等の保険事故が生じた場合に各地方自治体に保険金を支払うことで、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援している。

御提案は、全国の実給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで自治体の負担が軽減されるとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、共済制度の実施(年金の支払)に必要なために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないと考える。